

令和8年9月吉日

自動車運送事業者 各位

関東運輸局栃木運輸支局長

令和8年度整備管理者選任後研修の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則第46条及び、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5の規定に基づき、標記研修を下記のとおり実施しますので、整備管理者について本研修を受講されますようお知らせします。

本研修は、運送事業者が選任している整備管理者に対し、自動車技術の進歩及び関係法令の改正その他自動車を取り巻く環境の変化を周知することにより、整備管理者の知識・能力の維持・向上させることを目的として実施しております。

なお、運輸規則及び安全規則の改正に伴い、個別の研修実施通知は廃止されましたので、選任している整備管理者の研修受講状況を貴社において管理し、受講漏れのないようお取り計らいの程よろしくお願いいたします。

記

1. 実施日時及び場所

「令和8年度整備管理者選任後研修日程表」（別添2）参照

- ① 受付時間：12時30分～13時30分
- ② 研修時間：13時30分～16時25分

2. 受講対象者

- ① 今年度新たに選任された整備管理者
 - ② ①を除く令和7年度整備管理者研修未受講の整備管理者
- ※ 今年度受講義務のない方の受講は控えてください。

3. 持参するもの

- ① 整備管理者手帳
- ② 筆記用具
- ③ 受講票

※金額については、栃木県のトラック協会会員の方はトラック協会へご確認ください。
その他の方は栃木運輸支局へご確認ください。

※ 整備管理者手帳の作成・再交付を希望される方は、トラック協会会員の方はトラック協会へ事前に申込をしてください。その他の方は、栃木運輸支局へ整備管理者手帳申込書（別添6）に記入の上、必ず事前に申込を行ってください。有料になりますが、会場で作成できます。

4. 予約方法

- ① 受講にあたっては予約が必要です。
予約無しのまま当日に来場されても原則参加は認めません。
- ② 予約の申込先はトラック協会の会員事業者の方はトラック協会、その他の方については栃木運輸支局となります。
- ③ 栃木運輸支局での予約方法は、予約システム（別添3参照）を使用し、オンラインのみでの方法とします。
- ④ 整備管理者手帳を作成・再発行を希望される方は別途、整備管理者手帳申込書（別添6）に記入の上、栃木運輸支局へ下記に記載のメールまたは FAX にて送付してください。

5. 注意事項（受講するに当たり守っていただくこと）

- ① 遅刻、早退は一切認められません。
- ② 駐車台数は限られておりますので、公共交通機関もしくは乗り合わせでお願いします。
- ③ 受講当日に発熱等体調が優れない場合は、受講をお控えください。

6. オンラインによる整備管理者選任後研修のお知らせ

今年度、対面による整備管理者選任後研修のほか、

オンラインによる研修を予定しております。日程や実施方法など詳細が決まりましたら後日、関東運輸局及び栃木運輸支局HPにてお知らせいたします。
当該研修につきましては、これまでオンライン研修を動画視聴形式で実施していましたが、令和8年度からは対面研修についても同様に動画視聴形式へ変更いたします。
受講者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

関東運輸局 栃木運輸支局 保安担当 永島

MAIL : ktt-tochi-seibi-hoan@ki.mlit.go.jp

TEL : 028-658-6123

FAX : 028-659-2416